

# 水道料金を再値下げします

## 五月計量・六月納付分から

昨年の十一月計量分から水道料金を二・五%値下げしました。これは、クリプトスポリジウム対策の浄水施設整備事業に国庫補助金が交付される見込みとなり、水道料金の値下げが可能となったことから、昨年九月議会で、給水条

例の改正案が可決されたことによるものです。市議会は、その附帯意見の中で、浄水施設整備事業に交付される国庫補助金相当額を早期に市民へ全額還元するた

め、水道料金の再値下げを図るべきとの考えを示しました。

鳥取市では、市議会の附帯意見を尊重し、本年三月議会に水道料金の再値下げに関する給水条例の改正案を提案し、可決されました。

再値下げ後の新料金は、平成十三年五月一日以降計量した使用水量（六月納付分）から適用になります。

平均二・二三%の値下げ

このたびの値下げは、国庫補助金による収支の差額分すべてを還元するため、昨年の値下げに続いて行うものです。

今回は、平成十六年度の値上げ幅を低く抑えるため、値上げの際に調整することとしていた平成十一年四月から昨年十一月の値下げまでの差額分（一億八千九百万円）について、現行の水道料金を値下げするものです。

今回の料金算定期間（平成

### 新水道料金表（2か月につき）

メーター 口径	基本料金 ※（ ）内は旧料金です		従量料金 ※（ ）内は旧料金です	
	13mm	820円( 840円)	使用水量20m <sup>3</sup> までの分	42円 (43円)
20mm	2,240円( 2,300円)	使用水量20m <sup>3</sup> をこえ40m <sup>3</sup> までの分	93円 (95円)	
25mm	3,800円( 3,900円)	使用水量40m <sup>3</sup> をこえ80m <sup>3</sup> までの分	124円 (127円)	
40mm	11,740円( 12,060円)	使用水量80m <sup>3</sup> をこえ400m <sup>3</sup> までの分	153円 (156円)	
50mm	20,200円( 20,800円)	使用水量400m <sup>3</sup> をこえる分	190円 (194円)	
75mm	54,800円( 56,200円)			
100mm	112,000円( 115,000円)			
150mm	305,200円( 313,400円)			
200mm	638,400円( 655,800円)			

#### 【計算例】

●口径13mmで2か月分の使用水量が50m<sup>3</sup>の場合

$$\{820円 + (42円 \times 20m^3 + 93円 \times 20m^3 + 124円 \times 10m^3)\} \times 1.05 = 4,998円$$

(1円未満は切り捨て)

旧料金で計算すると 5,113 円でした。

値下げ額 115円

### 今回の値下げ率の算出根拠

$$\frac{1.89億円}{85.00 億円} \times 100 = 2.23\%$$

平成11年4月分から平成12年11月分までの収支の差額分(国庫補助の交付による軽減額)

平成13年6月分から平成16年3月分までの水道料金収入

### 今回の料金値下げまでの経緯

- H11.7 クリプト対策の浄水施設・震災対策・配水施設の整備にともなう値上げ（平均24.17%）
- 12 厚生省(現在の厚生労働省)の基準が緩和され、クリプト対策の浄水場補助制度に急速る過と緩速る過が追加
- H12.3 平成11年度および12年度の国庫補助金交付が決定
- 5 公募委員3人を含む、新しい水道事業審議会が発足
- 水道料金の値下げについて、水道事業審議会へ諮問 (5/16)
- 8 平均2.5%値下げが適当とする答申(8/3)
- 答申の趣旨 - 国庫補助分を市民に還元するとともに、平成16年度の値上げ幅を低く抑える。
- 9 定例市議会で値下げに関する給水条例改正案が可決 (9/27)
- 附帯意見として、早期の再値下げを要望
- 11月計量、12月納付分から平均2.5%値下げ -
- H13.3 定例市議会で再値下げに関する給水条例改正案が可決 (3/23)
- 5月計量、6月納付分から平均2.23%値下げ

### 浄水施設稼働時の値上げ

浄水施設が完成すると、施設稼働に要する動力費、薬品費などが増加することが見込まれます。また、据え置かれていた震災対策整備費や浄水施設整備費の企業債の元金償

還が始まります。このため、今回の料金算定期間（平成十六年度から平成二十年度）の総支出額に対し、総収入額が約三十六億八千万円不足するものと見込まれます。

今後、使用水量などが予測のとおりであれば、今回再値下げする水道料金を施設稼働時（平成十六年度予定）には、二四%程度値上げする必要があります。